

2017年3月1日

被保険者各位

富士通健康保険組合
〔印 略〕

傷病手当金にかかる付加給付金の見直しについて（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
プラスワン冬号（2017年1月10日発行）でご案内いたしました傷病手当金の支給内容見直し（案）につきまして、下記の通り実施することが決定いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 見直し内容

2017年4月1日以降に支給開始となる傷病手当金付加金および延長傷病手当金付加金について、以下の支給基準見直しを行います。

1) 支給割合

	現 行	改 定 後
傷病手当金付加金	標準報酬日額の85% - 2/3	標準報酬日額の 80% - 2/3
延長傷病手当金付加金	標準報酬日額の85%	標準報酬日額の 2/3

※2017年3月31日までに傷病手当金付加金を受給している方は、延長傷病手当金付加金の支給満了まで、現支給割合（85%）を補償いたします。

2) 延長傷病手当金付加金の支給開始日

厚労省通達「健康保険組合事業運営指針」の支給期間へ見直しを行います。

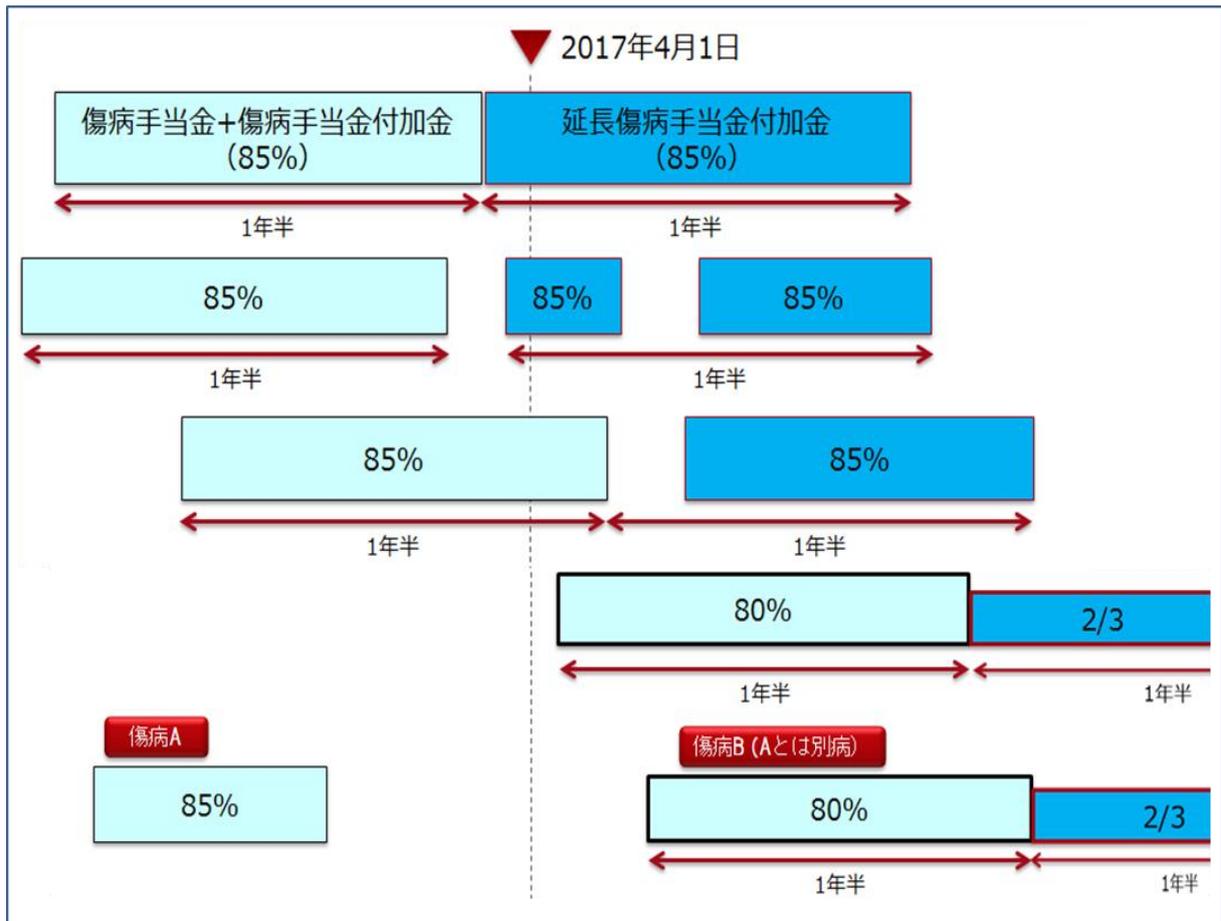
現 行	改 定 後
延長傷病手当金付加金支給開始日より1年半	傷病手当金（法定分）支給終了の翌日より1年半

※2017年3月31日までに延長傷病手当金付加金を受給している方は、延長傷病手当金付加金の支給満了まで、現支給期間（延長開始から1年半）を補償いたします。

2. その他

見直し内容の※に記載のとおり、2017年3月31日までに受給している方は、基本的に満了まで変更はありません。

(参考) 2017年4月1日を跨ぐ傷病手当金支給イメージ



以上
適用給付グループ TEL:044-738-3010